

地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

令和元年6月

奈良県生駒市

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本件計画の対象路線となっている南地区路線（全2系統のうち暗峠系統が補助対象）は、平成23年10月から当市が運行を開始し、平成25年2月から経路の一部を変更し、平成26年6月から系統の追加及び経路の一部を変更したコミュニティバス路線である。

当路線の沿線地区のうち西側部分は、当市の南西部の生駒山麓に位置する5つの町から構成されている。当市は、大阪近郊の住宅都市として発展した経緯から、市内の公共交通網はある程度整備されている状況にあるが、当該地区については、最寄りの鉄道駅から1km以上の距離がありながら、人口が少ないことや道路が狭隘で勾配も急であることなどの地理的条件も相まって、当路線の運行を開始するまでは定期運行による公共交通サービスの提供がなされず、地域住民の自助努力により生活が送られてきた。しかし、昨今の人口高齢化の進展という社会情勢の変化に伴い、住民の自助努力のみでは、これまでどおりの生活を送ることが困難になると予測され、当該地域においては、居住人口、高齢化の進展度合い、地形的条件などから、他の地域よりその傾向がより顕著になると想定されていた。

こういった状況を踏まえ運行を開始した本件補助対象路線は、当該地域と鉄道駅、医療機関、商業施設を結ぶ路線であり、地域の生活交通の確保を第一の目的とするものの、暗峠等へのハイキングコースや特徴的な飲食店などが立地する当該地域への市内外他地域からの来訪により、地域の活性化がもたらされるという副次的な効果も期待しているところであり、この運行目的の達成を促進するため、これまでも地域からの要望も踏まえ運行系統の追加変更や増便、時刻の見直しを行ってきた。

なお、当該地域については、人口が少ないこともあって、本件補助対象路線の利用者数は、運行開始初年度である当市会計年度の平成23年度では1日あたり約14人、平成24年度では1日あたり約15人、平成25年度では1日あたり約18人、平成26年度、平成27年度では約20人、平成28年度では約19人、平成29年度では約20人と、道幅が狭いことによる乗車定員の制約があるため、比較的少ない状況での推移ではあるが、一定の継続的な利用がある。当該地区における日常の生活交通の確保は重要な課題であり、その役割を果たすコミュニティバスの継続的な運行は必要不可欠である。このことから、市としては、今後も当路線を継続的に運行する考えであるが、財源の確保が重要な課題となっている。前述のとおり、もとより人口の少ない当該地域では、この財源を、利用者の運賃負担や地域の負担という自助努力のみで確保することは困難である。そこで、市と国が共同で住民の交通手段の確保をめざして、地域公共交通確保維持事業の制度を活用し、国庫補助金を財源の一部とすることで、当路線を継続的に運行することが可能となり、それに伴い当該地域の利便性確保はもとより、地域の活性化にもつながると考えている。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

前年度に引き続き、当該地域とその最寄りの鉄道駅である近畿日本鉄道生駒線南生駒駅、及び運行計画路線の沿線に存在する医療機関や商業施設とを結ぶコミュニティバスを、道路状況や需要予測を踏まえ小型車両を用いて、年末年始を除く平日（補助対象期間においては241日）に、平成26年5月31日までは1日あたり2系統3.5往復、平成

26年6月1日以降は1日あたり4往復を運行し、当該地域（平成30年4月1日現在の住民基本台帳人口360人、同時期における75歳以上の高齢者が地域人口に占める割合は約18.3%で、全市平均の約12.3%を大きく上回る）の生活交通を確保することを第一の目標とする。

運行の開始により、高齢者をはじめとする地域住民の生活交通が確保されることで、地域の生活利便性の向上が図られることはもちろんのこと、継続的な運行により、将来的には観光客等の地域外からの入込を通じて当該地域の活性化がもたらされることにより、当該地域においても人口の減少に歯止めがかかることを期待している。

また、地域とも協力のうえ一層の利用の促進を図り、当路線の継続的な運行を実現するための財源の一層の確保に努め、前年度同様、定量的な効果を測るために以下の2つの指標を定める。

- ①各年度において、交通不便地である5つの町で乗降する1日あたりの利用者数が、各年度内4月1日時点での当該5つの町の住民基本台帳人口の合計に占める割合（目標数値：2.48%【平成29年実績数値】）
- ②各年度において、補助対象系統全体での1日あたりの利用者数が、各年度内4月1日時点での当該補助対象系統を利用する沿線町区の住民基本台帳人口の合計に占める割合（目標数値：1.92%【平成29年実績数値】）

交通不便地域の各年4月1日時点での人口については、平成26年379人、平成27年374人、平成28、29年364人、平成30年360人と、減少が続いている中で、補助対象年度の平成28年度と平成29年度を比較すると、①は2.72%→2.48%、②は1.92%→1.92%となり、一定の継続的な利用がある。

3. 地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体

目標を達成するためには、コミュニティバスの永続的な運行が求められるところであり、その実現のため、市と自治会で協力し以下のような対策を継続し、交通不便地域での利用促進につなげる。また、系統全体での利用率にも着目し、交通不便地域以外の地域での利用の促進も図っていく。

- ・沿線自治会における利用の呼びかけ
- ・市ホームページや広報紙を活用したコミュニティバスの周知

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

（別添 表1のとおり）

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

生駒交通株式会社

6. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

補助対象経費から国庫補助金を差し引いた額は生駒市が負担する。

7. 外客来訪促進計画との整合性

該当なし。

8. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

(別添 表5のとおり)

9. 協議会の開催状況と主な議論

●平成30年5月14日開催（本計画の策定等について）

本計画の案を策定したうえで、協議会の協議事項として「1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性、2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果」を中心に協議会事務局から説明。

【意見の概要】

○運行計画策定時の目標乗車人数達成しており、補助要綱の1回あたり2人以上の乗車という条件に対して約5人の乗車実績があり、地域の住民にとって必要不可欠な路線である。

●平成31年3月27日開催（計画の変更について）

マックスバリュ生駒南店閉店に伴う今後の対応について、マックスバリュ生駒南店までの区間を休止し、運行ダイヤについては、多少、南コミ等で待ち時間が出るが、ダイヤを変更せずに、4月20日以降運行する予定であることを協議会事務局からの説明。

○本計画の主旨の変更を伴わない数値等の修正については、事務局において行い、4月の期限までに提出することについて委員各位の了承を得た。

●令和元年6月27日開催（計画の変更について）

中村屋東生駒店への路線延長及びダイヤ変更を行い、7月16日運行予定であることを協議会事務局から説明。

【意見の概要】

○協議会で得られた意見をこちらに記載。

10. 利用者等の意見の反映状況

本計画は、生駒市地域公共交通活性化協議会で協議のうえ、策定されたものであるが、当協議会には委員として、市内5地区の各自治連合会長、2名の市民公募委員及び市環境基本計画推進会議代表（市民）が参加され、協議に加わっていただいていることから、公共交通利用者（市民）の意見が、一定反映されていると認識している。

なお、本協議会の会議は公開されているとともに、会議資料や会議録は、市ホームページ

ジにて公開している。

1 1. 協議会メンバーの構成 (別添 別紙のとおり)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 奈良県生駒市東新町 8 番 38 号

(所 属) 生駒市 総務部 防災安全課

(氏 名) 清 水 亨

(電 話) 0743-74-1111 (内 362)

(e-mail) bousaianzen@city.ikoma.lg.jp

別 紙

生駒市地域公共交通活性化協議会委員

区 分		委 員
法第6条第2項 第1号の委員	地域公共交通総合連携 計画作成市	生駒市長
法第6条第2項 第2号の委員	公共交通事業者等	奈良交通株式会社 自動車事業本部 乗合事業部長
		近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 企画統括部営業企画部長
		公益社団法人奈良県バス協会 専務理事
		一般社団法人奈良県タクシー協会 専務理事
	一般社団法人奈良県タクシー協会 生駒市部会 代表	
道路管理者	奈良県郡山土木事務所長	
法第6条第2項 第3号の委員	公安委員会	生駒警察署長
	市民又は地域公共交通 の利用者	生駒市北地区自治連合会長
		生駒市西地区自治連合会長
		生駒市中地区自治連合会長
		生駒市東地区自治連合会長
		生駒市南地区自治連合会長
		生駒市環境基本計画推進会議 代表
	公募市民	
	学識経験者	学識経験者
	生駒市が必要と認める 者	近畿運輸局奈良運輸支局長
奈良県県土マネジメント部地域交通課長		
奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長		

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内ライダー系統）

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ライダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策
奈良県 (生駒市)	生駒交通株式会社	(1) 暗峠	南コミュニ ティセンター せせらぎ	南生駒駅、 青山台集會 所、西池、大 門町集會 所、小倉寺 町集會所、 鬼取町	暗峠	往 8.3km 復 8.2km	241日	791.5回		路線定期運行	②—(2)	③
		(2) 中村屋暗峠	中村屋 東生駒 店	南コミュニ ティセンター せせらぎ、南 生駒駅、青 山台集會 所、西池、大 門町集會 所、小倉寺 町集會所、 鬼取町	暗峠	往 10.5km 復 10.1km	52日	52回		路線定期運行	②—(2)	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ライダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ライダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	生駒市
-------	-----

(単位:人)

	人口	
人口集中地区以外	22,163	(平成27年度国勢調査人口)
交通不便地域	360	(2018.3.31住民基本台帳人口)

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
360	藤尾町、大門町、小倉寺町、 鬼取町、西畑町	局長指定

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
360	対象人口 * 120円 × 0.7 + 200万円	2,030,000

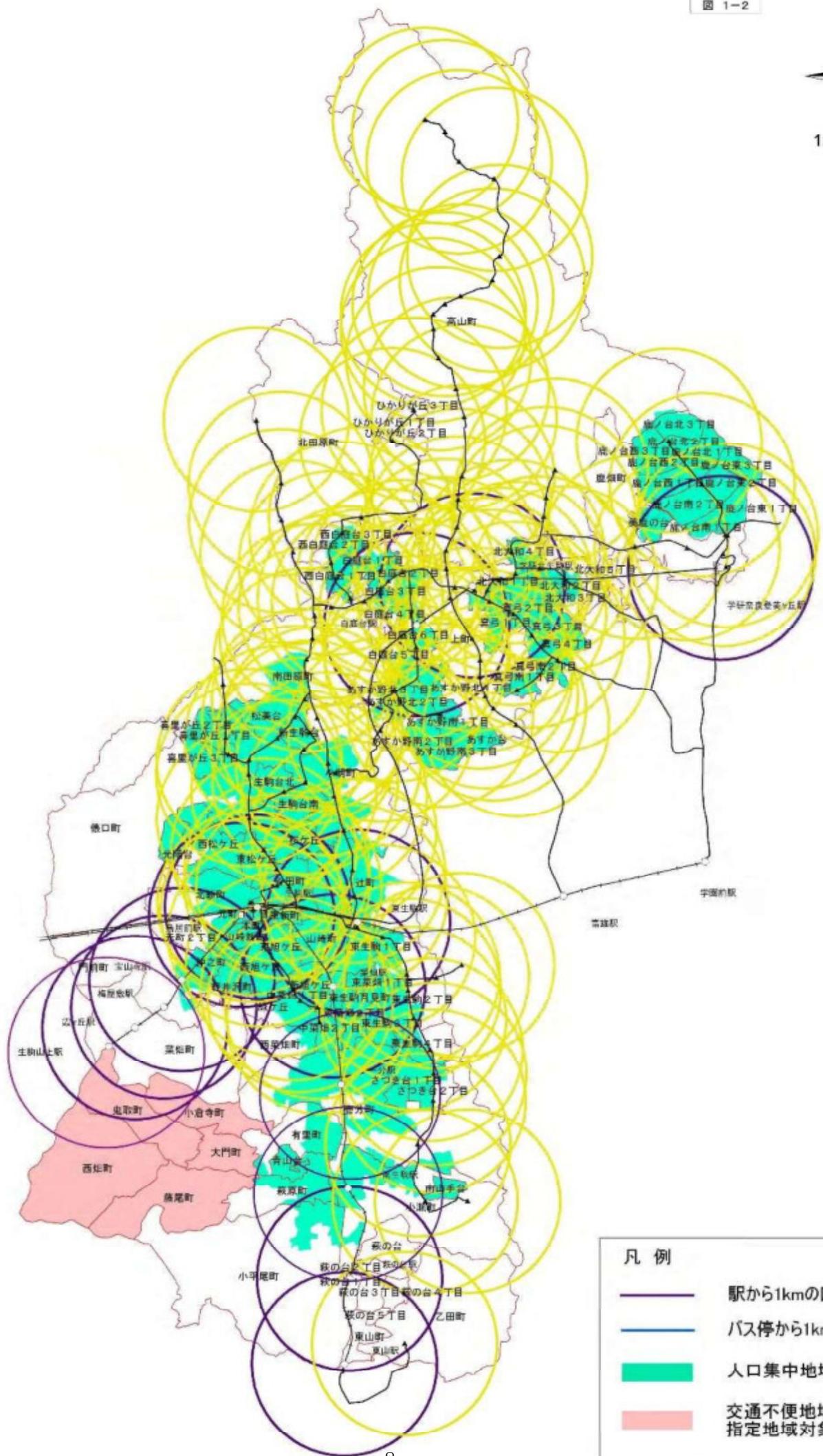
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

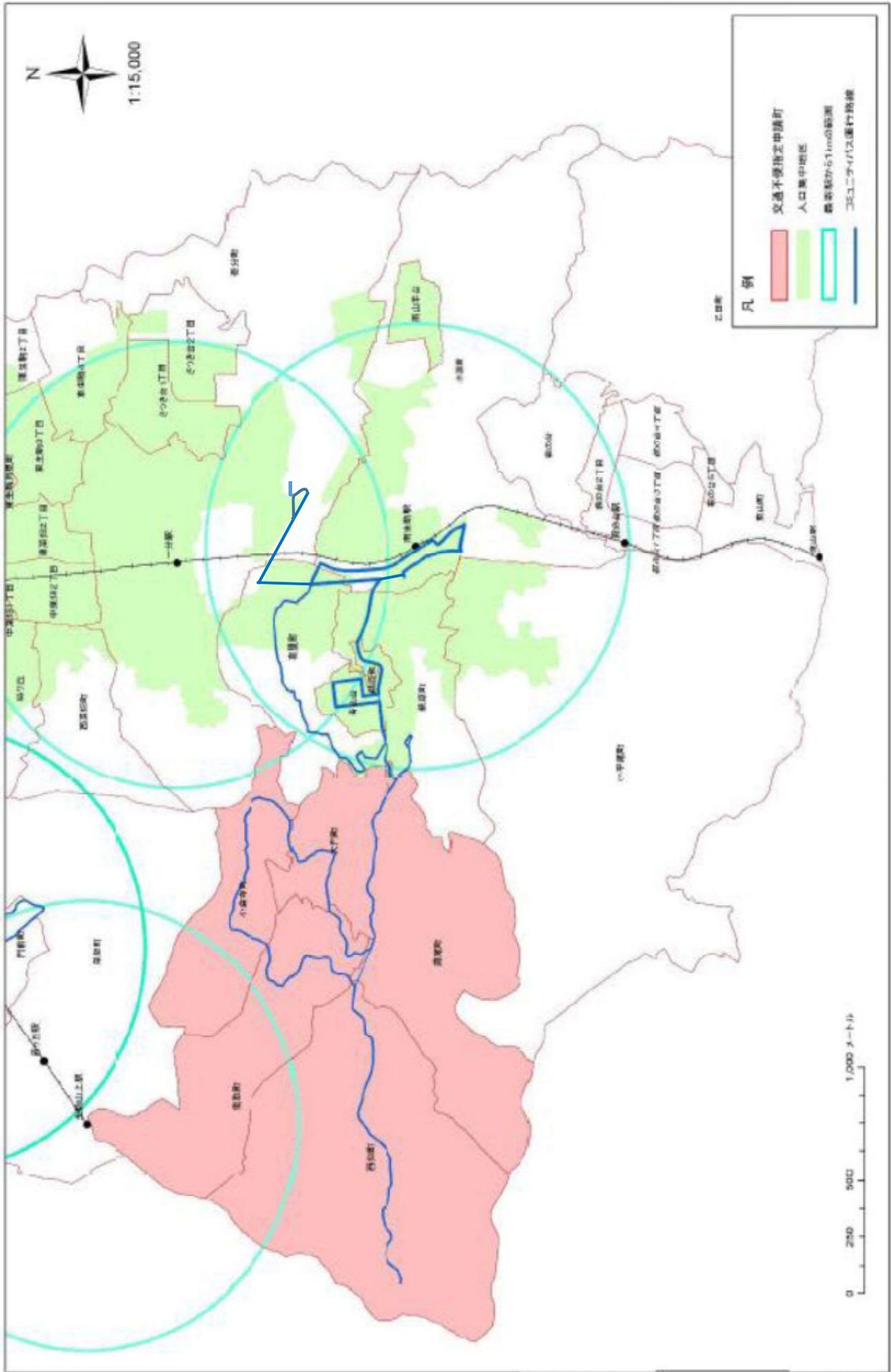
1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

図 1-2



凡例

- 駅から1kmの区域
- バス停から1kmの区域
- 人口集中地域
- 交通不便地域
指定地域対象町





【お問い合わせ】

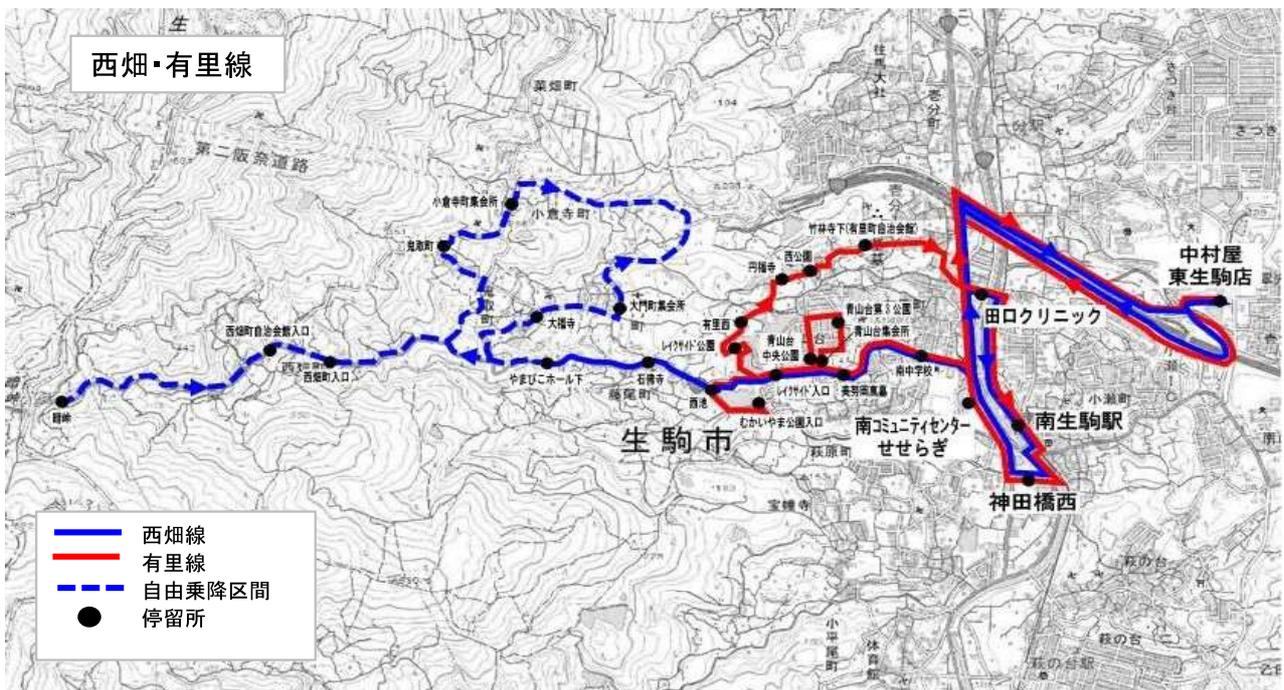
生駒市防災安全課

生駒市東新町8番38号

TEL 0743 (74) 1111 内線364

生駒交通(株)

TEL 0743 (73) 3131



※ 運行事業者は、生駒交通株式会社です。

※ 運転日は、年末年始(12/29～1/3)及び土日祝を除く平日(月～金曜日)です。

※ 乗客定員は8名で、満席の時はご乗車になれません。

※ 荒天時や路面凍結時など安全運行に支障のあるときは、運休します。

※ 運賃は、南コミュニティセンターせせらぎ～西池・むかひやま公園入口の区間内の利用の場合、

1乗車大人200円、小学生・障がい者100円

西池～暗峠の区間内の利用の場合、1乗車大人200円、小学生・障がい者100円

両区間にまたがって利用の場合、1乗車大人350円、小学生・障がい者180円です。

※ICカードはご利用いただけません。

※障がい者の方は、運賃支払い時に手帳を運転士に提示してください。

※西畑線・有里線の専用回数券は、バス車内、生駒交通本社(Tel 73-3131)で販売しています。

※現行の1,500円(800円)綴りの回数券は、不足分を現金でお支払いいただくことで

引き続きご利用いただけます。